

すくすくの杜鎌ヶ谷園運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人すくすくどろんこの会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 すくすくの杜鎌ヶ谷園
- (2) 所在地 鎌ヶ谷市富岡1丁目517番地135
ショッピングプラザ鎌ヶ谷別棟

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 すくすくの杜鎌ヶ谷園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。

2 当園は、児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、利用する乳幼児（以下「園児」という。）が心身共に健やかに育つよう努めるものとする。

3 当園が目指すべき子ども像は、次のとおりとする。

- (1) 明るく元気に遊ぶ
- (2) 思いやりの気持ちを持てる子
- (3) 自分の思いを伝えられる子

4 当園の保育方針は、次のとおりとする。

- (1) 子どもを中心に捉え家庭や地域との信頼関係を築き、環境を通して人と物との関りを大切にする。
- (2) 子どもの目線で豊かな愛情をもって、一人ひとりの気持ちを大切にしながらその主体的な活動を育む。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、次に定める数とする。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児） 51人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 30人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 9人

(提供する特定教育・保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

教育・保育給付認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 特定教育・保育等の提供に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名（常勤専従）

職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名（常勤専従）

地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 11名以上（常勤換算後）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名（常勤専従）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(5) 調理員 2名以上（常勤換算後）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 看護師 1名（常勤専従）

園児の健康管理、保健衛生指導等を行う。

(7) 事務員 1名（非常勤）

園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務に従事する。

（特定教育・保育等を提供する日）

第6条 特定教育・保育等を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日を除く。

（特定教育・保育等を提供する時間）

第7条 特定教育・保育等を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 開園時間

7時から19時まで

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(4) 延長保育に係る時間

時間外において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、第1号に定める開園時間の範囲内で、延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した園児の保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

2 当園が子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に定める額（公定価格）に相当する水準を超えて独自の付加的サービスを行うため、園児の保護者は、当園に対し、次の各号に定める額を支払うものとする。

(1) 副食費 4,500円/月

3 園児の保護者は、特定教育・保育に要する物品又はサービスに係る実費相当額を負担するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支払うものとする。ただし、当該物品又はサービスが不要である特別な理由がある場合を除く。

(1) 延長保育料 50円/30分毎

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、第7条の規定にかかわらず、特定教育・保育等の提供を開始した日から1週間を目安に、園児の状態に合わせ保育時間を調整する、慣らし保育を行うものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、次の各号のいずれかに該当する場合に、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、居住する市町村による教育・保育給付認定（2号認定又は3号認定に限る。）を有しなくなったとき

(3) 園児の欠席期間が2ヶ月を超えたとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 当園は、特定教育・保育等の提供時に、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者に連絡するとともに、次に掲げる嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

(1) 畑医院

(2) 医療法人社団爽歯会 みちのべ歯科医院

2 当園は、特定教育・保育等の提供により事故が発生した場合は、鎌ヶ谷市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 当園は、園児に対する特定教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に備えて消防計画等を作成し、毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 当園の緊急時避難場所は、鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷中学校とする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、保育士、看護師等が日々の保育の中で園児の身体及び様子の変化を早期に発見し、速やかに園長に報告等ができるよう、関係職員への指導その他必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、虐待が疑われる状況があった場合には、鎌ヶ谷市との協議に基づく措置を講じるものとする。

(苦情への対応)

第14条 当園は、特定教育・保育等に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の各号に掲げる苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

(1) 相談・苦情受付担当

(2) 相談・苦情受付責任者

(3) 第三者委員

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。